

IBM支援サービスのご提供条件

サービスのご提供条件は以下のとおりです。

第1条 契約の内容

1. IBM は本契約および添付別紙または仕様書の「サービスの内容」に従ってお客様に対する研修およびコンサルティング・サービスならびにお客様による情報処理製品の導入・使用および情報システムの開発・運用(以下「対象業務」といいます。)に関する支援サービス(以下「サービス」といいます。)を提供します。
2. 「サービス」の「対象業務」は、お客様の管理・監督のもとにお客様の責任において完成されるものとします。
3. 本契約は準委任契約であって、仕事の完成を目的とした請負契約ではありません。

第2条 契約期間

1. 「月額料金サービス」および「年額料金サービス」の契約期間は別紙記載の「サービス開始日」より1か年とします。ただし、期間満了の1か月前までにお客様または IBM が書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。
2. 「確定料金サービス」および「時間当り料金サービス」の契約期間は別紙記載のとおりです。

第3条 料金および支払

1. 「サービス」に対する料金は、「サービス」の種類に従って、次の各号に区分され「サービス料金」として表記に記載されます。
 - (1) 月額料金
「サービス開始日」より起算され請求されます。1か月に満たない月の料金は、1か月を30日として日割計算されます。
 - (2) 年額料金
「サービス開始日」に最初に請求され、その後はこれに続く各サービス期間の初日に請求されます。契約期間が1年に満たない年度の料金は、1年を365日として日割計算されます。
 - (3) 確定料金
確定した料金として、別紙記載の支払計画に従い請求されます。
 - (4) 時間当り料金
「サービス」に対する料金は、別紙記載の時間当り単価にIBM が現実提供した「サービス」時間数を乗じた金額(1日につき1時間に満たない場合は、別紙記載の最低料金)とします。また、IBM 担当員のお客様への往復時間のうち IBM 所定の有料時間、その他料金の対象となる時間(電話による「サービス」の提供を含みます。)に対する料金が請求されます。お客様の特別の依頼に基づき IBM が負担した特別の費用がある場合には、この費用が請求されます。なお、料金は月単位で集計され、請求されます。
2. お客様には、料金を請求書の日付から30日以内にお支払いいただきます。

第4条 資料の権利等

1. 本契約に従ってお客様に納入され、または「サービス」の提供にあたって使用される文書、資料、プログラム(別契約のもとで提供されるプログラム製品を除きます。)、その他の著作物(以下「資料」といいます。)のうち、お客様のために創作されたものの著作権は、お客様に帰属します。ただし、IBM はお客様に帰属する当該「資料」を「使用」(プログラムについては、機械に読みこませ、実行すること、その他の資料については、現存のまま閲覧・参照することをいいます。以下同じ。)、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用し、他に使用許諾する国内外における取消不能の無償の使用権を有します。
2. IBM が提供する既存の「資料」の著作権は、IBM、IBM の関連会社または第三者に留保されるものとし、別に書面で合意している場合を除き、お客様は、既存の「資料」をお客様の業務処理目的に限り「使用」できます。前項のお客様に帰属する「資料」に既存の「資料」の一部または全部がそのまま、

または改変して組み込まれた場合、この既存の「資料」の著作権の帰属は、何ら影響を受けないものとし、お客様は前項のお客様に帰属する「資料」について、取得した権利の行使に必要な範囲で、この既存の「資料」を利用する使用権を有します。

3. 別契約のもとで提供されるプログラム製品の修正、改変、翻案等の作業が「サービス」に含まれる場合、これらの作業により作成されたものに対するお客様の権利について、別契約による当該プログラム製品についての使用権の規定が適用されます。かかる場合、お客様は当該プログラム製品の権利者または使用権許諾者よりIBMが「サービス」を提供するために必要な許諾を得ているものとします。
4. 本条で別に定める場合を除き、当事者が本契約の履行に伴い取得したいかなる知的財産権についても、かかる当事者は、相手方当事者に対し何ら対価を支払うことなく、またその同意を得ることなく、自己の権利を利用、実施、許諾、または譲渡できるものとします。

第5条 機密情報

両当事者間で取り交わされる情報は、別途 IBM 所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。

第6条 個人情報

1. 本契約の履行に伴い、IBM がお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。)は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結する IBM 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
2. なお、お客様は、IBM および IBM の関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を、IBM が営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報は IBM とお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、IBM および IBM の関連会社の委託先、IBM ビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。

第7条 責任の制限

1. お客様がIBMの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めずすべての場合において、IBMの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生時の直接原因となった当該「サービス」の料金相当額(月額料金の場合は、12か月分に相当する金額、年額料金の場合は1年分に相当する金額)を限度とする金銭賠償に限られます。
2. IBMは、いかなる場合にも、IBMの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、IBMの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

第8条 解約

1. お客様は、IBM に対する1か月前の書面による通知により、「サービス」を解約することができます。
 - (1) 「月額料金サービス」および「年額料金サービス」
 - 1) 「サービス開始日」より1か年経過した後はいつでも。
 - 2) 「サービス対象機械」が設置場所から撤去され、かつ使用中止となったとき。この場合、IBM は受領済みの「サービス料金」のうち残存期間分を返還します。
 - 3) 「サービス対象プログラム」の使用許諾契約を解約したとき。この場合、IBM は受領済みの「サービス料金」のうち残存期間分を返還します。

- (2) 「確定料金サービス」および「時間当り料金サービス」は、「サービス」の開始日以降いつでも。ただし、解約前に実施された「サービス」の内容に応じ、両者協議の上、お客様には作業代金および本契約第9条に定める「従契約者」に支払うべき金額について IBM にお支払いいただきます。
- IBM は、3 か月前の書面による通知により、個々の「サービス」を解約できます。この場合、IBM は受領済みの「サービス料金」のうち残存期間分を返還します。
 - お客様または IBM に契約の条件違反その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は相当期間を定めてその是正を催告するものとし、この期間内に是正されない場合には、本契約を解約できます。
 - お客様または IBM は、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあるとみとめられるときは書面による通知をもっていつでも本契約を解約できます。

第9条 その他

- お客様は、自己の業務処理のために「サービス」の提供を受けるものとし、IBM の書面による事前の同意が無い限り、本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
- IBM は、お客様に対する 3 か月前の書面による通知により、月額料金、年額料金および本契約の条項を変更することができます。この場合お客様は、IBM に対する1か月前の書面による通知により、本契約を解約し、かつお客様より通知がなされたときまでにすでに合意された個々の「サービス」につきその受領を中止することができます。なお、お客様には解約前に提供された「サービス」に対しては料金をお支払いいただきます。
- IBM は、IBM が選択する第三者(以下「従契約者」といいます。)を使用して「サービス」を提供することがあります。
- 本契約の履行に伴い、提供されまたは開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウまたは技法は、いずれの当事者も相手方の産業財産権および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとし、
- 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合には、時効により消滅します。
- 「サービス」の提供に関連して、IBM の提供するデータは、IBM が信頼できるとみなした原資料から作成されたものですが、IBM は、その正確性、完全性または有用性について保証するものではありません。また、お客様による「サービス」の使用結果はお客様の責任とさせていただきます。
- 「本契約」は「本契約」の対象となる事項に関する当事者間の完全かつ唯一の合意であり、「本契約」の対象となる事項に関する当事者間の従前の口頭もしくは書面による意思表示に代ります。
- 「サービス」については、法律上の瑕疵担保責任を含めいかなる明示もしくは黙示の保証もありません。
- 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとし、